

令和6年度 事業計画

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症の収束が見えてこない状況ですが、社協における令和6年度の各種事業も、中止することなく感染症対策を講じ工夫をしながら実施して行くこととなります。

高齢化が進む我が町では、今後ますます地域での「たすけあい」が必要となりますので、新しい生活習慣の中でも、住民の皆さんが積極的に参画し、活躍していただく「地域共生社会」の実現を目指しましょう。

社会福祉協議会では、奥多摩町地域福祉活動計画「やまびこ計画」に則り、「福祉のネットワークづくり」として、情報発信と新たな講座・教室の検討、「ボランティア活動の推進」では、新たなボランティア発掘と、ボランティア・センターの整理・充実、運営委員会の充実など、目標を明確にし、活動計画の理念である「心と心 笑顔と笑顔をつなぐまち奥多摩」を合言葉に事業の展開を目指してまいります。

そして令和6年度は、年明けに発生しました能登半島地震による災害対応を教訓としての災害ボランティアに対する準備と活動について検討する機会や、成年後見制度推進機関のさらなる推進、社会福祉法の改正による「重層的支援体制整備事業」の準備などに取り組んでいきます。また、自治会に大きく依存している募金の集金方法や、人口減少などによる募金額の減少への対策等も検討し、なかなか集まらない地域ささえあいボランティア事業のボランティアや介護サービス事業職員の確保など、山積する課題を少しずつ解決できるよう努めてまいります。

いずれにいたしましても地域福祉は、住民一人ひとりがその地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、同じ地域に暮らす住民同士が助け合い、支え合いながら、行政、民間企業、NPO法人等の団体等、みんなで力を合わせて取り組んでいく必要があります。

本年度も役職員一丸となって地域福祉の向上に努めてまいりますので、町民皆様のなお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

2. 法人運営事業

(1) 役員会等の開催

運営基盤の強化、介護保険事業等における効率的事業の展開及び安定した経営を図るために正副会長会・理事会・評議員会を開催いたします。

- ①正副会長会 随時
- ②理事会 年5～6回
- ③評議員会 年2～3回

(2) 監事会の開催

事業計画・予算及び事業報告・決算等の執行状況等について監査していただく監事会を開催いたします。

- ①決算監査 5月
- ②中間監査 10月

(3) 社会福祉協議会会員の増強及び自主財源の確保

社会福祉協議会が事業展開している地域福祉活動を町民皆様にご理解いただき、その財源となる会員（会費）及び寄付金の増強を図ります。また、奥多摩町及び東京都社会福祉協議会の受託事業を通じて運営資金の確保を図る他、福祉バザーを開催し、基金への積立財源の確保に努めます。

- ①会員会費の増強月間 6月（年間を通じ受付）
- ②寄付金の申し込み受付 年間を通じ受付
- ③第26回福祉バザー開催

当日 4月13日 残品販売 15日～16日

(4) 調査・企画・啓発

福祉大会を開催し、社会福祉に功績のあった方々を表彰し、並びにめでたく金婚をお迎えになられたご夫妻をお祝いします。

- 第51回奥多摩町福祉大会 10月21日

(5) 普及宣伝

広報「おくたまふくし」の発行及びホームページにより、情報公開と社会福祉協議会活動の周知を図ります。

- ①「おくたまふくし」の発行
 - 発行回数 年4回 （4月、7月、10月、1月）
 - 発行部数 1回2,300部

- ②町内で活動するボランティア団体やグループの取材
- ③各種団体が情報発信できる掲示板の設置とポータルサイトの作成
- ④ホームページによる広報

3. 地域福祉事業

(1) 高齢者福祉事業

在宅の高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心した生活が送れるよう支援いたします。

- ① ふれあい仲間づくり旅行（対象：単身高齢者） 6月
- ②金婚のお祝い（奥多摩町福祉大会）
- ③敬老祝い金の贈呈（在宅・施設入所最高齢者、米寿）
- ④奥多摩町高齢者クラブ連合会年間事業への協力
 - 理事会・役員会開催 月1回
 - 会員親睦旅行
 - ゲートボール大会

(2) 障がい者福祉事業

障がい者が自立した生活を送り、積極的な社会参加が図れるよう支援いたします。

- ①奥多摩町身体障害者福祉協会年間事業への協力
 - 会員日帰り親睦旅行
 - 重度身体障がい者日帰り見学会
- ②西多摩障がい者絵画展の開催 7月～8月
- ③精神障がい者のつどい「なごみ運営委員会」事業への協力
- ④障がい者世帯の自主活動グループへのクリスマス事業援助

(3) ひとり親家庭・乳幼児及び児童福祉事業

地域における育児環境の福祉向上を図ります。

- ① 低所得世帯への就学援助
- ② 奨学就学資金の借入れ斡旋
- ③ 保育園児等観劇招待
- ④ 自主保育グループへのクリスマス事業援助
- ⑤ 子ども食堂の開設

(4) 在宅福祉サービス事業

在宅の高齢者及び障がい者等に福祉サービスを利用していただくことにより利用者並びに介護者の負担を軽減できるように努めます。

①介護機器等の無料貸出し

(介護ベッド、車いす、ポータブルトイレ)

②福祉車両(車いす仕様車)の無料貸出し

③介護用品の交付事業(町事業への協力)

1か月50枚を限度とし、紙オムツを無償交付いたします。

(5) まごころ助成事業

福祉向上、青少年育成、住民の健康づくり等の事業を行う団体へ公募による単年度の助成事業を行います。

(6) 戦没者慰霊事業

古里地区・氷川地区にある忠霊塔の維持管理を行います。

奥多摩町戦没者追悼式を毎年開催にて執り行います。

○奥多摩町戦没者追悼式 8月15日

4. ボランティア活動推進事業

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っております。

当法人では、ボランティア・センターを開設し、町民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としており、また、センターの適切かつ効率的な運営を図るため、運営委員会を設置し、ボランティア活動の推進を図っております。やまびこ計画の半期の見直しに基づき、運営委員会の活動を充実させ、ボランティア通信や他の情報発信の方法を検討し、多くの機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓することにより、誰でも気軽にボランティア活動に参加できるように事業を行います。

- (1) ボランティア・センターおくとま運営委員会の開催
 - ① 登録ボランティアに関する規程・様式の整備
 - ② ボランティアニーズ調査の実施

- (2) 養成研修事業
 - ① ボランティアの集いの開催 4月13日
 - ② 手話講習会の開催
 - ③ 音訳ボランティア養成講座の開催
 - ④ 点字講習会
 - ⑤ 傾聴ボランティア養成講座
 - ⑥ 夏体験ボランティアの開催 7月～8月

- (3) 組織化・登録斡旋事業
 - ① ボランティア団体代表者連絡会の開催
 - ② 登録ボランティアの拡大
 - ③ シニアボランティア登録斡旋事業
 - ④ 新規ボランティア及びボランティアグループの開拓
 - ⑤ ボランティア活動普及事業補助金助成
 - ⑥ ボランティア受入れ施設との連絡調整及びボランティア斡旋
 - ⑦ ボランティア保険掛金助成

- (4) ボランティア団体助成事業
福祉バザー収益の一部をボランティア登録団体運営費として助成

- (5) 災害ボランティア活動事業
 - ① 大規模な災害時に必要とされる備品等の整備
 - ② 災害ボランティアセンター訓練の実施

- (6) 広報・啓発事業
 - ① ボランティア通信発行（社協広報紙同時発行 年4回）
 - ② ホームページによる広報

5. 福祉団体等への助成事業

各団体等に助成することにより、社会的自立、社会復帰又はその活動の活性化につながるよう支援いたします。

(1) 助成対象団体等

- ① 保護司会
- ② 奥多摩町自治会連合会
- ③ 奥多摩町高齢者クラブ連合会
- ④ 奥多摩町身体障害者福祉協会
- ⑤ 保育園（古里・氷川）
- ⑥ タンポポの会（障がい者世帯の自主活動グループ）
- ⑦ なごみ運営委員会（精神障がい者のつどい）
- ⑧ ちびっこぐーちょきぱー（自主保育グループ）
- ⑨ 古里少年野球クラブ
- ⑩ 奥多摩柔道会
- ⑪ 奥多摩剣道会
- ⑫ 氷川F C（少年サッカークラブ）
- ⑬ スーパーヒーローガールズ（少年少女バレーボールチーム）

6. 受託事業

町、東京都社会福祉協議会から在宅福祉サービス事業等を受託し、地域における福祉ニーズに即応しながら、効果的に以下の事業を実施いたします。

(1) 高齢者外出支援サービス事業

高齢者を対象に、町内医療機関へ通院時の送迎を行うことにより利便性を図ります。古里歯科診療所は、水曜日の午後も送迎を実施します。

曜日	午 前	午 後
月	奥多摩病院	古里歯科診療所
火	双葉会診療所	
水	奥多摩病院	古里歯科診療所
木	奥多摩病院	
金	奥多摩病院	峰谷診療所

(2) 高齢者筋力向上トレーニング事業

基本チェックリストの実施によって、二次予防事業対象者（特定高齢者）と判定された方からの申請により、機械を使ったトレーニング及び簡単な体操を行い、身体機能を向上させ、安心した自宅での生活が継続できるよう支援いたします。

トレーニングは、週2回 福社会館2階機能訓練室において、3か月を1単位（2単位まで延長可能）とし、個人別に目標を設定しトレーニングを行います。

- ① ウォーミングアップ（ストレッチ・軽体操 30分間）
- ② 機能的トレーニング・口腔体操・マシントレーニング（50分間）
- ③ クールダウン（ストレッチ 10分間）

（3）低所得者・離職者対策事業

学習塾などの費用や受験費用について貸付を行う、受験生チャレンジ支援貸付事業の申請手続支援業務を実施し、低所得世帯の子どもを支援します。

（4）高齢者見守り相談事業

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に設置された、生活リズムセンサーを有する緊急通報システムによる見守りと、ひとり暮らし等高齢者の生活実態把握、地域における見守りネットワークの構築・支援、高齢者の相談業務等を行います。

（5）地域ささえあいボランティア事業

高齢・障がい者世帯など一人で外出することが困難な方への買い物支援、医療機関送迎支援、家での見守り支援等を行います。

利用会員と協力会員を登録し、利用する方の希望に合わせて双方の調整を行います。

（6）成年後見制度推進機関

認知症高齢者、知的障がい者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ります。

（7）生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行います。

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、資格取得の促進、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的に資金の貸付を行います。

(9) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方（高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、住み慣れた地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、生活を支援いたします。また、法人独自で対象を拡大した金銭管理サービス導入を検討します。

7. 奥多摩町福祉会館指定管理事業

町より「奥多摩町福祉会館指定管理者」の指定を受け、奥多摩町福祉会館の効果的な運営・管理を行います。インターネットを通じて予約状況、利用方法、使用料金等を案内するなど、利用者への情報提供とサービスの向上に努めます。

8. たすけあいの推進事業

自治会をはじめ各事業所、各団体等の協力を得て、相互扶助を理念とし、町民皆様のご理解、ご協力をいただき、地域でのたすけあいを推進いたします。

(1) 日本赤十字社員増強運動 5月

日赤社資（皆様から寄せられた会費）は、災害救援、献血事業、看護施設運営及び福祉事業などに充てられます。

(2) 赤い羽根共同募金運動 10月

この募金は、都内の社会福祉施設や在宅福祉サービス等に配分されます。また、町における募金額の65%が、地域配分として町内の保育施設、民間社会福祉団体等の事業に配分されます。

令和6年度実施申請事業

- 古里保育園 集中して遊べる空間の提供事業
- 氷川保育園 砂場メンテナンス事業
- 社会福祉協議会 ボランティア通信発行事業

(3) 歳末たすけあい・地域福祉募金運動 11月～12月

歳末たすけあい運動は、戦後の生活困窮者への見舞金配布など特定の方への経済的救済から、少子・高齢社会の進展等の社会状況の変化に伴い、普遍的な在宅福祉サービスの供給へと移行されています。

町においても、要援護世帯への見舞金や災害見舞金を12月中に配分会を行い配分します。また、募金の一部は、東京都共同募金会へ納付し、令和6年度に実施される、次の①～⑦の地域福祉事業に配分されます。

- ① 奥多摩町福祉大会事業
- ② 介護機器貸出事業
- ③ まごころ助成事業
- ④ 高齢者福祉事業（ふれあい仲間づくり旅行）
- ⑤ 児童・生徒低所得世帯就学援助事業
- ⑥ 保育園児観劇招待事業
- ⑦ ボランティア活動推進事業

9. 高齢者在宅サービスセンター事業

要介護の認定を受けた方を対象とした「地域密着型通所介護事業」と要支援の認定を受けた方を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」では、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう利用者への介護サービスの充実に努めるとともに、ご家族の介護負担の軽減を図ります。さらに、町からの受託事業として配食サービス事業を展開してまいります。

職員に対し各種研修を行い、資質向上を図り、サービスと質の向上に努めます。

(1) 地域密着型通所介護事業（介護保険事業）

要介護の認定を受けた方を対象とし、月曜日から金曜日を開所し午前9時15分から午後4時15分まで来所していただき、居宅介護支援計画に位置づけられた、日中の介護サービスを提供いたします。生活相談員、看護師、介護職員、栄養士などを適正に配置し、健康チェック、趣味生きがい活動、入浴や排泄などの身体介護、栄養バランスを考えた食事の提供などを実施します。利用者の自立をできる限り支援し、心身機能の維持向上などを目標に個別の援助計画を作成します。また、ご家族の介護負担の軽減を図り、安心して在宅介護が続けられるように支援いたします。

(2) 通所型サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援の認定を受けた方を対象に、介護予防プランに位置づけられた、日中の支援サービスを提供いたします。利用者が住み慣れたこの地域で、できる限り自立した生活が継続できるよう、個別の援助計画を作成し、心身機能の現状維持、向上を目標に支援します。専門職員を配置し、運動器機能

向上サービスを提供し、共通サービスとして、予防に視点を置いた様々な活動を、利用者が主体的に取り組み楽しむ過程から、その生活を再びいきいきしたものにしていくきっかけになるような諸活動を提供いたします。

(3) 配食サービス事業（町受託事業）

高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、調理等が困難な方を対象に、安否確認を兼ねながら保温容器にて、栄養バランスのとれた食事（月・水・金の夕食）をお届けします。また、食の確保と食の自立の観点から、十分なアセスメントを行い計画的・有機的に提供することを目的とし、事業の実施に当たっては、対象者の状況把握を行い、効果的なサービスを提供いたします。

10. ヘルパーステーション“おくたま”事業

利用者宅へホームヘルパーの派遣を行い、高齢者や障がい者の方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援いたします。

また、多種多様なニーズにきめ細やかな対応ができるように、介護保険事業だけではなく、法人独自に有償家事援助サービス事業を展開いたします。

総合的な在宅生活援助の担い手としての役割を果たすとともに、定期的な研修会の実施や外部研修を取り入れることで、治療食や専門的な介護技術の習得に力を入れ、ホームヘルパー個々の能力向上を図り、安全で質の高いホームヘルプサービスを提供できるように努めます。さらに、ホームヘルパー不足の解消及び利用者への安定したサービス提供ができるよう、「介護職員初任者研修」の受講者を募り、その受講料の一部を助成しホームヘルパーの育成・確保に努めます。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

居宅において要介護状態にあり、介護を必要とする方を対象にホームヘルパーを派遣し、居宅介護支援計画（ケアプラン）に沿ってサービスを提供いたします。また、日常生活全般の状況及び(利用者や家族の)希望を踏まえて、訪問介護計画を作成いたします。

主な援助内容	生活援助	掃除、洗濯、食事作り、買い物など
	身体介護	入浴介助、排泄介護、通院介助など
活動時間	月～金	午前8時30分～午後5時30分

(2) 訪問型サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

居宅において要支援状態にあり、何らかの生活援助を必要とする方を対象にホームヘルパーを派遣し、共同作業を行い、自立支援を目的とした介

護予防サービス支援計画（ケアプラン）に沿ってサービスを提供いたします。また、日常生活全般の状況及び利用者や家族の希望を踏まえて、介護予防訪問介護計画を作成いたします。

主な援助内容 生活援助、掃除、洗濯、食事作り等の見守り、助言
活動時間 月～金 午前8時30分～午後5時30分

（3）居宅介護事業（障害者総合支援法）

地域で暮らす身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）の方々を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護サービスを提供いたします。また、日常生活全般の状況及び利用者や家族の希望を踏まえて、居宅介護計画を作成いたします。

主な援助内容 生活援助 掃除、洗濯、食事作りなど
身体介護 入浴介助、排泄介護、通院介助など
活動時間 月～金 午前8時30分～午後5時30分

（4）障害者移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

屋外で移動が困難な障がい者（児）の方を対象に、外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援をいたします。

主な援助内容 外出時における付添い
活動時間 月～金 午前8時30分～午後5時30分

（5）有償家事援助サービス事業

住民の参加と協力のもと、会員制を取り入れ有償により、高齢者世帯等へ日常生活に必要な家事援助及び簡単な介助等のサービスを提供し、住民の連帯と相互扶助を促進します。

1.1. ケアサポート奥多摩事業

（1）指定居宅介護支援事業（介護保険事業）

介護保険法令に則り、地域で暮らす要介護状態にある高齢者に対して、居宅介護支援計画(ケアプラン)を作成いたします。相談支援は、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、専門的な知識と技術をもって、利用者並びに家族の同意を得ながら進めてまいります。利用者が可能な限り住み慣れた地域で、有する能力に応じ自立した日常生活が送れるように保健、福祉、医療サービス等の調整に努めます。

相談受付：月～金（祝日を除く）午前8時30分～午後5時30分

相談方法：電話相談、訪問相談、来所相談

緊急時は24時間体制で相談に応じます。

(2) 介護予防支援事業（介護保険事業）

地域包括支援センターから委託を受け、要支援と認定された方に対し、要介護状態となることをできる限り予防することを目的とし、予防プランを作成いたします。

介護支援専門員が地域包括支援センターと連携を図りながら、より自立した生活が送れるように、介護予防サービス、地域の保健、福祉、医療サービスの調整に努めます。

相談受付：介護予防支援につきましては、町地域包括支援センターにまずご相談ください。

(3) 要介護認定調査の受託

区市町村からの委託を受け、要介護認定調査を実施いたします。また、居宅に限らず、介護老人福祉施設の入所者の認定調査も実施いたします。